

入札参加者心得

制定 平成 19 年 10 月 1 日

改正 平成 22 年 9 月 1 日

(総則)

第 1 条 四日市市が行う物品の調達等 (物品の購入、製造、借入れ、印刷物の製作) 業務の委託 (工事関係を除く) 及び不用品の売払いに係る競争入札に参加する者が守らなければならない事項は、四日市市契約施行規則 (昭和 39 年四日市市規則第 12 号) その他関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(指名の通知)

第 2 条 市から指名競争入札の指名通知を受けた者は、入札前日までに指名通知書等、仕様書その他業務内容を示す資料を受領しなければならない。

(入札参加の取消)

第 3 条 入札参加者が次の各号の一に該当するときは、この者に対して行った当該入札の指名又は入札参加資格は、特別の理由がある場合を除いて、これを取り消す。

契約を締結する能力を有しないとき。

破産の宣告を受けたとき。

営業不振のため不渡手形を発行したとき。

贈賄その他不正行為により起訴されたとき。

他の競争入札においてその執行を妨げたとき。

他の競争入札において公正な価格を害したとき。

他の競争入札において談合 (連合) 又はそれに類する行為をしたとき。

その他競争入札に参加させることが不適當となったとき。

(入札)

第 4 条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印 (届け出済みの使用印に限る。) の上、封をして、あらかじめ指名通知書又は入札公告に示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。別に指示された場合は、それに従うものとする。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札時に委任状を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第 5 条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

入札執行前であっても、入札辞退届を提出することにより行う。

入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することにより行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 6 条 入札参加者は、入札場所において当該係員の指示に従い入札の正常な執行ができるよう協力しなければならない。

2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはならない。

5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の排除及び中止等)

第8条 入札参加者が談合(連合)し、又はそれに類する行為をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、その者の入札を排除し、及びその者を入札場所から退去させることができる。

2 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止又は延期することができる。

3 前項の処置について、入札参加者は異議の申立てをすることができない。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札に参加する資格を有しない者のした入札。

入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。

同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

金額、氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき、又は押印のない入札。

入札者が協定して行った入札。

入札に際して不正の行為があった入札。

誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。

再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。

前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

(落札者の決定)

第10条 物品の調達その他四日市市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を下回った入札は無効とし、予定価格の制限内で最低制限価格以上の入札のうち最低価格の入札者を落札者とする。

2 物品の売払いその他四日市市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき)は、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

第9条第1号から第3号及び第5号から第6号までの規定に基づき無効とされた入札。

前条第1項の規定による最低制限価格に達しない入札。

3 再度入札の回数は、二回を限度とする。ただし、必要と認めた場合は、回数を増減することがある。

(くじによる落札者の決定)

第12条 落札となるべき価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじ引きを行い落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第13条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、落札者がなく法令の定めるところにより随意契約に該当する入札者があった場合はその旨を、その該当する者に口頭で知らせる。

(落札決定後の契約辞退)

第14条 落札決定後、落札者は、原則として、契約の辞退を申し出ることができない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、四日市市物品調達等に関する要綱及び四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき競争入札における入札参加資格停止措置を執ることを教示した上で、これに応じるものとする。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する契約では、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約が確定する。ただし、契約書の作成を省略する場合(四日市市契約施行規則第14条の2)には、落札者が請書又は見積書を提出したときに確定する。